

# 荒川区公契約条例の手引き (令和8年度)

令和8年4月荒川区

## 目次

1 条例制定の経緯	1
2 用語の定義	2
3 条例の概要	3
4 適用範囲	5
5 適用される労働者等の範囲	6
6 労働報酬下限額	7
7 労働報酬の定義と算定方法	8
8 報告書の作成及び提出	11
9 労働者等への周知	15
10 労働者等からの申出	15
11 報告・調査等	15
12 是正措置	16
13 公契約の解除等	16
14 損害賠償責任・違約金	16
15 公表	16

## <資料・様式>

資料1 公契約条例適用案件の流れ	17
資料2-1 労働者等の労働条件に関する事項の報告書(工事用)	20
資料2-2 労働者等の労働条件に関する事項の報告書(委託・協定用)	21
資料3 労働者向け周知様式例等	22
資料4 労働報酬に係る申出書	24
資料5 労働報酬に係る申出に対する報告要求書	25
資料6 労働報酬に係る申出に対する報告書	26
資料7 立入検査通知書	27
資料8 是正措置通知書	28
資料9 是正措置報告書	29
資料10 荒川区公契約条例に関する特約条項(工事請負契約用)	30
資料11 荒川区公契約条例に関する特約条項(委託契約用)	32
資料12 荒川区公契約条例に関する特約条項(指定管理協定用)	34
資料13 荒川区公契約条例	36
資料14 荒川区公契約条例施行規則	41

## 1 条例制定の経緯

荒川区では、区が発注する工事請負・業務委託契約等（公契約）に従事する労働者の適正な労働環境の整備を図り、公契約の良好な品質を確保するため、「荒川区公契約条例」を制定しました。

荒川区公契約条例は、公契約に関し、基本方針を定め、荒川区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化、労働者等に係る適正な労働条件の確保並びに公契約の適正な履行及び品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の向上に寄与することを目的とするものです。

この条例は、令和7年度に実施した事業者や労働者団体への意見聴取等を踏まえ、令和7年度荒川区議会2月会議で可決され、令和8年3月に公布されました。令和9年4月から全面的に施行されます。

## 2 用語の定義

この手引きにおける用語の定義は、以下のとおりです。

用語	定義	補足
公契約	(1) 区が締結する請負契約、委託契約 (2) 指定管理協定	賃貸借契約、物品購入契約、人材派遣契約等は、公契約条例の対象外
受注者	区と公契約を締結する者	
受注関係者	ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。） イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づき、受注者又はアに掲げる者に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者	アは下請事業者、再委託先 イは人材派遣事業者
労働者等	ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。） イ 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの	イは、いわゆる「一人親方」など
労働報酬	ア 上記アに掲げる者がその者を雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金 イ 上記イに掲げる者が同号イの契約により得る収入	
労働報酬下限額	公契約に従事する労働者等に対し、受注者及び受注関係者が支払う報酬で、区長が定める1時間あたりの賃金の下限額	

### 3 条例の概要

公契約条例の主な内容は以下のとおりです。

条項	主な内容
(第1条) 目的	公契約に関し、基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化及び優れた人材を確保することができる労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民の福祉の増進、地域経済の活性化及び持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。
(第2条) 定義	条例に掲げる用語の定義
(第3条) 基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。</li> <li>(2) 談合その他の不正行為を排除すること。</li> <li>(3) 労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図ること。</li> <li>(4) 区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めること。</li> <li>(5) 適正な履行及び良好な品質を確保すること。</li> </ol>
(第4条) 区の責務	基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
(第5条) 受注者の責務	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。</li> <li>(2) 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。</li> </ol>
(第6条) 適用範囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事又は製造の請負契約で予定価格が1億円以上のもの</li> <li>(2) 工事又は製造以外の請負契約及び委託契約のうち、その予定価格が1,000万円以上のものであって規則で定めるもの</li> <li>(3) 指定管理協定（規則で定めるものを除く）</li> </ol>
(第7条) 労働者の労働報酬	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等に対し、労働報酬下限額以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定する。</li> <li>(2) 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。</li> <li>(3) 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。</li> </ol>

<p>(第8条) 労働報酬下限額の決定等</p>	<p>(1) 公共工事設計労務単価や地域別最低賃金、職員の給与に関する条例（昭和33年荒川区条例第4号）第5条第1項第1号イの行政職給料表（二）に定める額、その他の事情を勘案し、区長が定める。</p> <p>(2) 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、荒川区公契約審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>(3) 労働報酬下限額を定めたときは、告示する。</p>																												
<p>(第9条) 公契約において約定する事項</p>	<p>公契約の締結に当たり、労働報酬下限額以上の額の労働報酬を支払わなければならないことのほか、別表に定める事項を約定するものとする。</p> <p>(別表に定める事項)</p> <table border="1" data-bbox="432 663 1390 987"> <tr> <td>1</td> <td>労働関係法令の遵守</td> <td>2</td> <td>労働者等との契約条件</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>労働者等の継続雇用</td> <td>4</td> <td>労働報酬に係る受注者の連帯責任</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>労働条件等の区への報告</td> <td>6</td> <td>労働者等に対する周知</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>不利益な取扱いの禁止等</td> <td>8</td> <td>報告、調査等への対応</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>約定事項の違反の是正及び報告</td> <td>10</td> <td>公契約の解除等</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>公契約の解除等に係る損害賠償責任</td> <td>12</td> <td>公契約の解除等に係る違約金</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>受注者と受注関係者との契約</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1	労働関係法令の遵守	2	労働者等との契約条件	3	労働者等の継続雇用	4	労働報酬に係る受注者の連帯責任	5	労働条件等の区への報告	6	労働者等に対する周知	7	不利益な取扱いの禁止等	8	報告、調査等への対応	9	約定事項の違反の是正及び報告	10	公契約の解除等	11	公契約の解除等に係る損害賠償責任	12	公契約の解除等に係る違約金	13	受注者と受注関係者との契約		
1	労働関係法令の遵守	2	労働者等との契約条件																										
3	労働者等の継続雇用	4	労働報酬に係る受注者の連帯責任																										
5	労働条件等の区への報告	6	労働者等に対する周知																										
7	不利益な取扱いの禁止等	8	報告、調査等への対応																										
9	約定事項の違反の是正及び報告	10	公契約の解除等																										
11	公契約の解除等に係る損害賠償責任	12	公契約の解除等に係る違約金																										
13	受注者と受注関係者との契約																												
<p>(第10条) 労働者等の申出</p>	<p>労働者等は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長、受注者及び受注関係者に対し、その事実を申し出ることができる。</p>																												
<p>(第11条) 報告、調査等</p>	<p>区長は、申出があったとき又は約定した事項の遵守の状況を確認する必要があると認めるときは、受注者又は受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員に事業所等に立ち入らせ、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件の調査、関係者への質問をさせることができる。</p>																												
<p>(第12条) 是正の求め</p>	<p>区長は、報告、調査等の結果、受注者又は受注関係者が約定事項に違反をしていると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを求めるものとする。</p>																												
<p>(第13条) 公表</p>	<p>公契約の解除等をしたときは、その旨を公表することができる。</p>																												
<p>(第14条) 公契約審議会の設置</p>	<p>(1) 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査、審議し、答申する。</p> <p>(2) 委員は6人以内で、学識経験者、事業者団体関係者及び労働者団体関係者により構成する。任期は2年で、再任を妨げない。</p>																												

## 4 適用範囲

公契約条例の適用を受ける契約及び指定管理協定は次のとおりです。

公契約の種類	適用範囲
工事又は製造の請負契約	予定価格が <u>1億円以上</u> の契約
業務委託契約	<p>予定価格が<u>1,000万円以上</u>の次に掲げる契約のうち、<u>年間を通じた契約</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区の施設（道路、公園を含む）の管理運営業務に関する契約</li> <li>(2) 区の施設の清掃業務に関する契約</li> <li>(3) 警備業務（機械警備を除く）に関する契約</li> <li>(4) 区の施設の受付業務又は電話交換業務に関する契約</li> <li>(5) 給食の調理業務に関する契約</li> <li>(6) 学童クラブ及び放課後子ども教室の運営業務に関する契約</li> <li>(7) 学校又は保育園における用務業務に関する契約</li> <li>(8) 車両の運行業務に関する契約</li> <li>(9) 廃棄物又は資源の収集運搬業務に関する契約</li> <li>(10) 身体的又は精神的な支援業務に関する契約</li> </ol>
指定管理協定	規則で定めるものを除く全ての指定管理協定

※ 予定価格は税込（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。（単価契約の場合については、単価に予定数量を乗じて得た額に消費税等を加えた額で判断します。）

※ 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）にかかわらず、適用になります。

※ 公契約条例が適用となる案件を発注する際は、その旨を入札公告、指名通知書、見積依頼書、プロポーザルの実施要領等に記載し、事業者へ通知します。事業者は、条例に基づく約定事項が適用される案件であることを承知した上で参加することになります。

※ 受注者は、公契約に係る業務の一部を下請、再委託等により受注関係者と契約を締結する場合は、受注関係者においても、約定事項について遵守することとなるよう約定する必要があります。

## 5 適用される労働者等の範囲

(1) 公契約条例の規定が適用される労働者等の範囲は次のとおりです。

1	受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する者 ※ 労働基準法第9条に規定する労働者で、正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等、雇用形態は問いません。
2	労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者
3	受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの(いわゆる一人親方)

(2) 次に掲げる者は公契約条例の規定が適用されません。

1	同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
2	労働者ではない者(ボランティア、会社役員等)
3	最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。)
4	公契約に係る業務に直接従事しない者(事務員、材料の製造に従事する者等)
5	公契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者
6	工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者)

## 6 労働報酬下限額

労働報酬下限額とは、公契約において、受注者及び受注関係者が労働者等に対して支払わなければならない賃金等の下限となる額で、1時間あたりを単位として決定します。労働報酬下限額は、荒川区公契約審議会からの答申を踏まえ、毎年区長が定め、告示します。

労働報酬下限額は、基本的に契約を締結した年度の労働報酬下限額を適用しますが、契約が複数年度にわたる場合は、公契約等の種類により下記のとおり適用の仕方が異なります。

### ✓ 長期継続契約、指定管理協定

契約を締結する年度の労働報酬下限額を適用します。契約締結後の翌年度以降の労働報酬下限額については、改定後の労働報酬下限額を適用するようご協力をお願いします。

### ✓ 債務務負担行為による契約

契約を締結した年度の労働報酬下限額が適用されるため、契約締結の翌年度に労働報酬下限額が改定された場合でも、その適用は受けません。ただし、インフレスライド条項の適用等で、契約金額が変更となる場合は、可能な限り、最新の労働報酬下限額の適用に努めてください。

## 1 労働報酬下限額の勘案基準

公契約の種類	労働者の区分	主な勘案基準
工事又は製造の請負契約	熟練労働者、一人親方	公共工事設計労務単価（※1）
	熟練労働者・一人親方以外の労働者（※2）	
業務委託契約 指定管理協定	業務に従事する労働者	・地域別最低賃金 ・職員の給与に関する条例（昭和33年荒川区条例第4号）第5条第1項第1号イの行政職給料表（二）に定める額

※1 公共工事設計労務単価とは、公共工事の積算に用いる単価（日額：8時間）で、農林水産省及び国土交通省が、毎年、公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種（51職種）ごとに調査し、その調査結果に基づき決定するものです。

※2 熟練労働者・一人親方以外の労働者とは、次に掲げるものをいいます。  
ア 労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者  
イ 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

## 2 労働報酬下限額

令和9年度の労働報酬下限額は、委託、指定管理については令和8年12月頃、工事については令和9年3月頃に告示する予定です。

## 7 労働報酬の定義と算定方法

公契約における労働報酬とは、受注者、受注関係者から労働者等に支払われる賃金等を行います。契約の種類及び労働者に応じて労働報酬に算定する手当等は次のとおりです。

### ① 労働報酬の範囲

#### <算定対象とする手当等>

契約の種類及び労働者		手当等の例
工事又は製造の請負の契約	労働基準法第9条に規定する労働者であって熟練労働者	(1) 基本給相当額（基本給(定額給)、出来高給) (2) 基準内手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当）
	熟練労働者以外の労働者	(3) 実物給与※(通勤用定期・食事代) (4) 臨時の給与(賞与(期末手当、勤勉手当)、その他臨時の賃金等)
	請負契約におけるいわゆる一人親方	受注者又は受注関係者との請負契約における請負代金(消費税及び地方消費税相当額を除く) 請負代金が、その業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その額
委託契約における労働者	下記の賃金のうち、公契約等において従事した作業に係る部分	
指定管理協定における労働者	(1) 基本給相当額（基本給） (2) 諸手当（職務手当、現場手当、技能手当等）	

#### <算定対象から除く手当等>

契約の種類及び労働者		手当等の例
工事又は製造の請負の契約	労働基準法第9条に規定する労働者であって熟練労働者	(1) 各職種の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当（突貫手当等） (2) 時間外割増賃金(時間外・休日・深夜) (3) 仕事がないために労働者を休業させたことに対する手当（休業手当）
	熟練労働者以外の労働者	(4) 本来は経費にあたる手当（工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、運転手当（送迎車運転手当）、赴任等手当、研修手当、携帯電話手当等）
	請負契約におけるいわゆる一人親方	調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費
委託契約における労働者	(1) 時間外割増賃金(時間外・休日・深夜) (2) 臨時の給与（臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金）	
指定管理協定における労働者	(3) 諸手当（精皆勤手当、通勤手当、家族手当）	

※ 就業規則などで支払規定があるものに限られます。

#### [留意事項]

- ✔ 工事又は製造の請負の契約における熟練労働者及び熟練労働者以外の者の各手当等の算定対象は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」にある手当の基準内手当・基準外手当の区分に準じています。詳細は、国土交通省のホームページに掲載されている上記手引きを参照してください。
- ✔ 委託契約、指定管理協定における労働報酬の算定対象は、最低賃金に準じています。上記で判断が難しい場合は、厚生労働省のホームページに掲載されている「最低賃金の対象となる賃金」を参照してください。
- ✔ 労働報酬は、税金や社会保険料等を控除する前のものであり、手取り額ではありません。  
  
上記の手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられている名称であり、手当等の算定については、名称のみではなく支給実態等を考慮して判断してください。
- ✔ 期末手当等、複数月分がまとめて支払われる手当の算定にあたっては、対応する月数で除して得た額を1か月の手当として算定して下さい。

## ② 労働報酬の算定方法

労働者等が1か月の中で、公契約等に係る業務とその他の業務に従事した場合、公契約等に係る業務に対して支払われた手当以外の労働報酬については、それぞれの業務に従事した労働時間の割合に応じて按分します。

【労働報酬の算出例】 <工事請負契約における月払い賃金の場合>

A工事…公契約条例の適用となる工事

B工事…その他の工事

○1か月の労働時間

区分	所定内労働時間数
A工事従事時間	①120時間
B工事従事時間	40時間
合計	②160時間

○1か月の賃金等

賃金区分	支給額	備考
基本給	460,000	月額支給
家族手当	20,000	月額支給
時間外割増賃金	50,000	対象外
A工事個別手当	20,000	
B工事個別手当	10,000	対象外
実物給与(通勤手当)	30,000	6か月分
臨時の給与(賞与)	240,000	6か月分

○労働報酬の算定

賃金区分	支給額(1月分)	労働報酬	計算方法
基本給	460,000	345,000	$460,000 \times \text{①}120\text{h} \div \text{②}160\text{h}$
家族手当	20,000	15,000	$20,000 \times \text{①}120\text{h} \div \text{②}160\text{h}$
時間外割増賃金	40,000	0	対象外
A工事個別手当	20,000	20,000	全額対象
B工事個別手当	10,000	0	対象外
実物給与(通勤手当)	5,000(※1)	3,750	$30,000 \div 6\text{か月} \times \text{①}120\text{h} \div \text{②}160\text{h}$
臨時の給与(賞与)	40,000(※2)	30,000	$240,000 \div 6\text{か月} \times \text{①}120\text{h} \div \text{②}160\text{h}$
合計		<b>413,750</b>	

※1 1か月分の通勤手当の計算  $30,000 \div 6\text{か月} = 5,000$

※2 1か月分の賞与の計算  $240,000 \div 6\text{か月} = 40,000$

労働報酬下限額：3,300円(例)とした場合の基準額  $3,300\text{円} \times 120\text{時間} = 396,000\text{円}$

**A工事の労働報酬：413,750円 ≧ 基準額：396,000円**

**※このように労働報酬が基準額以上であれば問題ありません。**

## 8 報告書の作成及び提出

公契約の受注者は、「労働者等の労働条件に関する事項の報告書(以下「報告書」という。)」を作成し、以下のとおり区に提出する義務があります。報告書は、労働者等の労働環境の状況等について確認することを目的としています。

### 1 報告書の記載例

公契約の種類	参照
工事又は製造の請負契約	13頁
業務委託契約、指定管理協定	14頁

### 2 報告書の提出時期

#### ● 工事又は製造の請負契約

ア 単年度契約（履行期間が4月1日から翌年3月31日までのもの）

1回目	契約締結後、 <u>3か月以内</u>
2回目	業務完了日の <u>3か月前から業務完了日まで</u>

イ 複数年度契約（履行期間が複数の年度にまたがるもの）

1回目	契約締結後、 <u>3か月間以内</u>
2回目以降	年度につき1回を基本とし、 <u>毎年度6月末までに提出</u>
最終回	業務完了日の <u>3か月前から業務完了日まで</u>

#### ● 業務委託契約・指定管理協定

ウ 単年度契約（履行期間が4月1日から翌年3月31日までのもの）

1回目	契約締結後、 <u>概ね1か月以内</u>
2回目	業務完了日の <u>1か月前から業務完了日まで</u>

エ 複数年度契約（履行期間が複数の年度にまたがるもの）、指定管理協定

1回目	契約もしくは基本協定締結後、 <u>概ね1か月以内</u>
2回目以降	年度につき1回を基本とし、 <u>毎年度概ね4月末までに提出</u>
最終回	業務完了日の <u>1か月前から業務完了日まで</u>

### ③ 提出方法

原則として、報告書を下記メールアドレス宛に電子メールでご提出ください。  
なお、指定管理協定の場合は、各施設の所管課にご提出ください。

<宛先>

**keiyaku@city.arakawa.lg.jp**

### ④ 注意事項

- ① 報告書の提出義務は、受注者のみにあります。受注関係者の提出は必要ありません。
- ② 契約期間中に報告書の内容に変更があった場合は、変更後の報告書を速やかに提出してください。
- ③ 報告書の設問は、専ら公契約に係る業務に従事する労働者について記載してください。
- ④ 報告書は区公式ホームページからダウンロードしてください。

## 労働者等の労働条件に関する事項の報告書（工事請負契約）

契約書と一致させてください。

提出日 令和 ○年 ○月 ○日

契約件名	○○○○○○○工事	契約番号	○○○○
------	-----------	------	------

代表者印は不要です。

受託者	名称	株式会社 ○○○○			代表者名	○○ ○○
	所在地	東京都荒川区荒川○丁目○番○号				
	担当者名	○○ ○○	電話番号	03-○○○○-○○○○	担当者 e-mail	○○○@○○○○○

報告回数	1 回目
------	------

報告書の内容を説明できる者としてください。

プルダウンにより、「はい」「いいえ」を選択してください。

		確認事項	確認欄
約定事項	1	条例で定める労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。	はい
	2	条例別表「6 労働者等に対する周知」に基づき、周知すべき事項について掲示、書面の交付を行っている。	はい
就業規則等	3	常時 10 人以上の労働者を使用している場合、就業規則を法令に準じて作成し、労働基準監督署に提出している。変更が生じた場合も同様に提出している。	はい
	4	労働者に対して、就業規則等を周知している。	はい
	5	時間外及び休日の労働について、適切に 36 協定を締結し、労働基準監督署に届け出ている。	はい
雇用契約	6	労働者に対し、雇用契約書等により、労働基準法に定める労働条件等（労働時間、賃金等）を書面で明示している。	はい
賃金	7	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	はい
	8	賃金について通貨で直接又は本人が希望する場合は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払っている。	はい
労働時間管理	9	労働時間、休憩、休日、時間外及び年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	はい
	10	法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備し、適正な期間保存している。	はい
安全衛生	11	事業場の業種及び規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している（衛生管理者、産業医等）。	はい
	12	常時使用する労働者に、1 年に 1 回以上、健康診断を実施している。また、有所見者に対し、医師の意見聴取や就業上の措置を行っている。	はい
社会保険	13	労働保険及び社会保険の得喪手続を適正に行っている。	はい
建退共	14	建設業退職金共済に加入し、共済証紙を配布している。	はい
下請業者	15	下請事業者との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。	はい
	16	下請事業者の労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬が支払われるよう、当該事業者に要請等を行っている。	はい
	17	当該建設工事における施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲示し、区にも提出している。	はい

確認結果が「いいえ」の場合はその理由及び改善予定等を記入してください。

確定事項の番号	「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等

# 委託・指定管理様式 記載例

## 労働者等の労働条件に関する事項の報告書（委託契約・指定管理協定）

契約書と一致させてください。
提出日
令和 ○年 ○月 ○日

契約件名	○○○○○○業務委託			契約番号	○○○○	
受託者	名称	株式会社 ○○○○			代表者名	○○ ○○
	所在地	東京都荒川区荒川○丁目○番○号				
	担当者名	○○ ○○	電話番号	03-○○○○-○○○○	担当者 e-mail	○○○@○○○○○
報告回数	報告書の内容を説明できる者としてください。		プルダウンにより、「はい」「いいえ」を選択してください。			

		確認事項	確認欄
約定事項	1	条例で定める労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。	はい
	2	条例別表「6 労働者等に対する周知」に基づき、周知すべき事項について掲示、書面の交付を行っている。	はい
就業規則等	3	常時 10 人以上の労働者を使用している場合、就業規則を法令に準じて作成し、労働基準監督署に提出している。変更が生じた場合も同様に提出している。	はい
	4	労働者に対して、就業規則等を周知している。	はい
	5	時間外及び休日の労働について、適切に 36 協定を締結し、労働基準監督署に届け出ている。	はい
雇用契約	6	労働者に対し、雇用契約書等により、労働基準法に定める労働条件等（労働時間、賃金等）を書面で明示している。	はい
賃金	7	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	はい
	8	賃金について通貨で直接又は本人が希望する場合は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払っている。	はい
労働時間管理	9	労働時間、休憩、休日、時間外及び年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	はい
	10	法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備し、適正な期間保存している。	はい
安全衛生	11	事業場の業種及び規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している（衛生管理者、産業医等）。	はい
	12	常時使用する労働者に、1 年に 1 回以上、健康診断を実施している。また、有見者に対し、医師の意見聴取や就業上の措置を行っている	はい
社会保険	13	労働保険及び社会保険の得喪手続を適正に行っている。	はい
再委託業者	14	再委託事業者との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。	はい
	15	再委託事業者の労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬が支払われるよう、当該事業者に要請等を行っている。	はい

確認結果が「いいえ」の場合はその理由及び改善予定等を記入してください。

確認事項の番号	「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等

## 9 労働者等への周知

受注者は労働者等に次に掲げる事項を周知しなければなりません。作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者等に書面で交付します。

### <労働者等に周知する事項>

- (1) 労働報酬下限額
- (2) 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲
- (3) 申出に関する事項
- (4) 労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
- (5) 不利益取扱いの禁止等に関する事項

※ 資料1「荒川区公契約条例に関するお知らせ」を参考に、ポスターやチラシ等を作成し、作業所等の見やすい場所にポスターを掲示するなど、周知を徹底してください。

## 10 労働者等からの申出

労働者等は、労働報酬が支払われない場合や労働報酬が基準額を下回る場合は、区長、受注者、受注関係者にその事実を申し出ることができます。

- (1) 労働者等は公契約に係る業務に従事した時間、その他の業務に従事した時間、労働報酬の内訳を把握・管理し、労働報酬下限額を下回っていないか確認してください。
- (2) 労働報酬が基準額を下回る場合、労働者等は、申出書（参照：資料4「労働報酬に係る申出書」）に必要事項を記入し、区長、受注者、受注関係者へ提出してください。
- (3) 受注者又は受注関係者は、労働者等から問い合わせや申出があった場合、誠実に対応し労働報酬下限額を下回っていたことが確認できた場合は、速やかに不足分の支払いを行ってください。なお、資料6「労働報酬に係る申出に対する報告書」の提出を求める場合があります。
- (4) 受注者又は受注関係者は、労働者等が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはなりません。

## 11 報告、調査等

労働者等から区に申出があった場合又は約定事項の順守の状況を確認する必要がある場合、区は、受注者若しくは受注関係者に対して報告を求めます。また、事業所等への立入り、労働者等に係る労働条件が分かる書類やその他の物件の検査、関係者への質問等、必要な調査を行います。受注者はこれらの調査に応じなければなりません。

※ 立入検査をする職員は身分証明書を携帯し、関係者から請求があった場合はこれを提示します。

## 12 是正措置

上記11の調査等の結果、受注者又は受注関係者に違反があれば、区は受注者に是正措置を命じ、受注者は速やかに是正措置を講じるとともに、区が定める期日までに是正措置の内容を資料9「是正措置報告書」に記載して報告しなければなりません。

## 13 公契約の解除等

区は次のいずれかに該当するときは、当該公契約を解除等することができます。また、公契約を解除した場合において、区は受注者及び受注関係者に損害が発生してもその責任を負いません。

- (1) 報告の求めに応じなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき。  
調査を拒否したときや調査に非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁しない、虚偽の答弁）。
- (2) 是正措置の求めに応じないとき。
- (3) 是正報告がされなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき。

## 14 公契約の解除等に係る損害賠償責任・違約金

受注者は、区が公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければなりません。

また、区は解除に伴う違約金の支払を求めることができます。

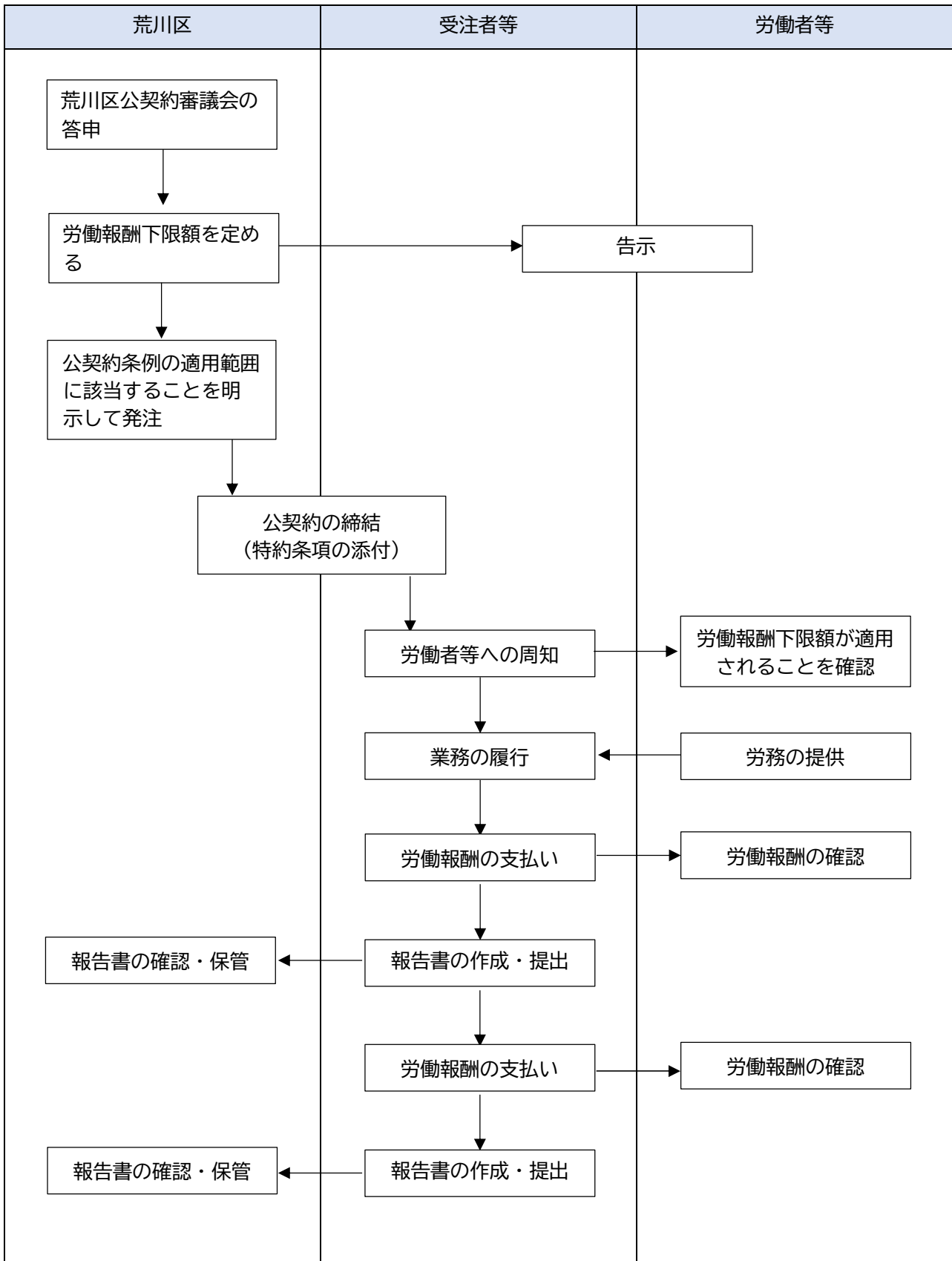
## 15 公表

公契約の解除等をしたとき、又は公契約の終了後に受注者や受注関係者が約定事項の違反が判明したときは、以下の事項を公表します。

- (1) 公表する事項
  - ① 公契約の件名及び締結日（指定管理協定の場合は、当該指定管理協定に係る施設の名称及び指定管理者の指定日）
  - ② 受注者又は受注関係者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名（受注者又は受注関係者が個人である場合は、その氏名及び住所）
  - ③ 公契約の解除等をした日及びその理由
  - ④ 公契約に係る契約期間の終了後に約定事項の違反が判明した場合は、当該違反の内容
  - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- (2) 公表の方法  
荒川区ホームページに掲載します。

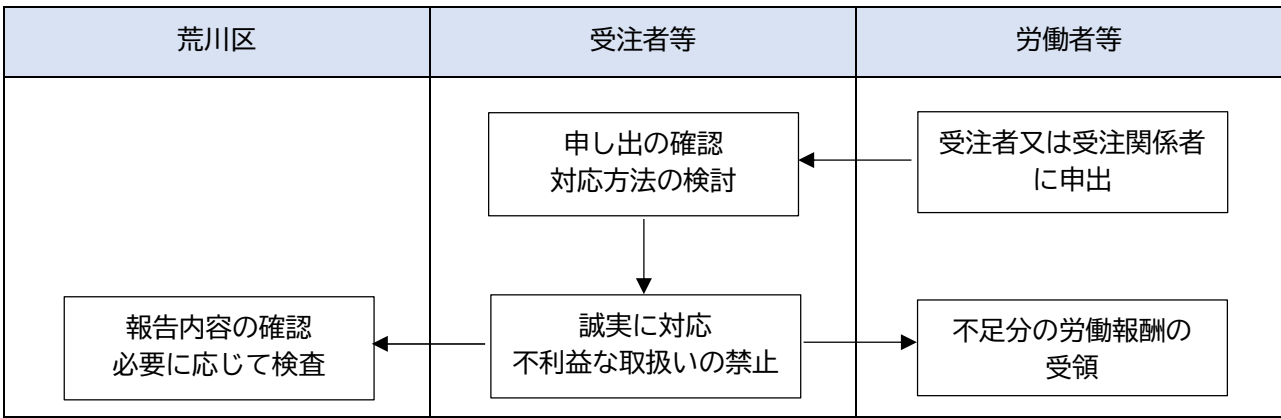
資料1 公契約条例の適用となる案件の流れ

○手続きの流れ

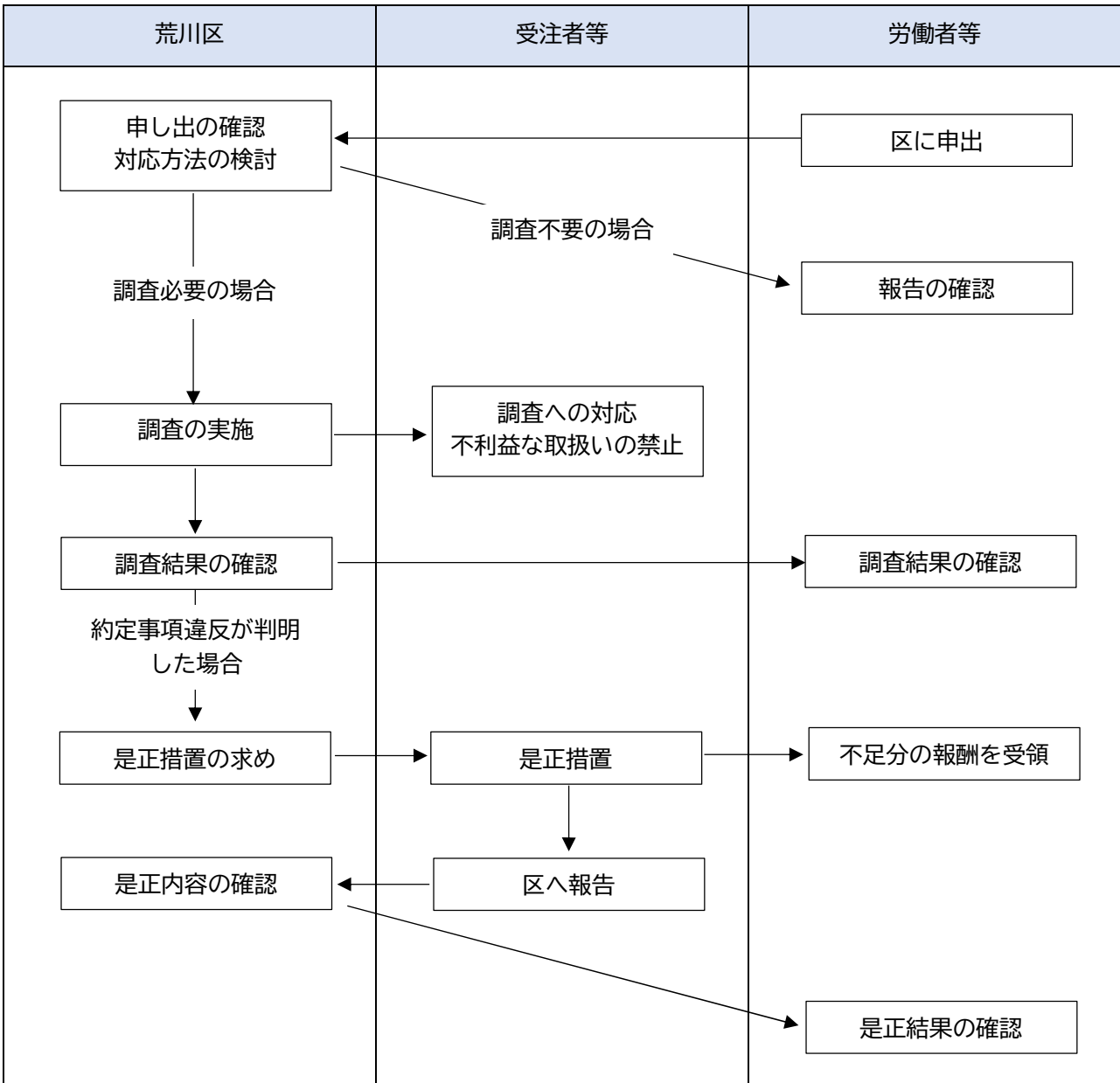


【労働者等の申出があった場合】

①受注者等に申出をした場合



②区に申出をした場合



③ 条例別表10の項に該当する場合

荒川区	受注者等	労働者等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     条例別表10の項に該当していることを確認                 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     公契約の解除等                 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     公表                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px;">                     損害賠償                 </div>	

(資料2-1) 労働者等の労働条件に関する事項の報告書(工事用) 様式

労働者等の労働条件に関する事項の報告書 (工事請負契約)

提出日 令和 年 月 日

契約件名				契約番号		
受託者	名称				代表者名	
	所在地					
	担当者名		電話番号		担当者 e-mail	
報告回数	回目					
	確認事項				確認欄	
約定事項	1	条例で定める労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。			はい・いいえ	
	2	条例別表「6 労働者等に対する周知」に基づき、周知すべき事項について掲示、書面の交付を行っている。			はい・いいえ	
就業規則等	3	常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を法令に準じて作成し、労働基準監督署に提出している。変更が生じた場合も同様に提出している。			はい・いいえ	
	4	労働者に対して、就業規則等を周知している。			はい・いいえ	
	5	時間外及び休日の労働について、適切に36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ている。			はい・いいえ	
雇用契約	6	労働者に対し、雇用契約書等により、労働基準法に定める労働条件等(労働時間、賃金等)を書面で明示している。			はい・いいえ	
賃金	7	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金(法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。)を支払っている。			はい・いいえ	
	8	賃金について通貨で直接又は本人が希望する場合は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。			はい・いいえ	
労働時間管理	9	労働時間、休憩、休日、時間外及び年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。			はい・いいえ	
	10	法定帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を整備し、適正な期間保存している。			はい・いいえ	
安全衛生	11	事業場の業種及び規模(常時使用する労働者数)に応じた安全衛生管理体制を整備している(衛生管理者、産業医等)。			はい・いいえ	
	12	常時使用する労働者に、1年に1回以上、健康診断を実施している。また、有所見者に対し、医師の意見聴取や就業上の措置を行っている。			はい・いいえ	
社会保険	13	労働保険及び社会保険の得喪手続を適正に行っている。			はい・いいえ	
建退共	14	建設業退職金共済に加入し、共済証紙を配布している。			はい・いいえ	
下請業者	15	下請事業者との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。			はい・いいえ	
	16	下請事業者の労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬が支払われるよう、当該事業者に要請等を行っている。			はい・いいえ	
	17	当該建設工事における施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲示し、区にも提出している。			はい・いいえ	

確認結果が「いいえ」の場合はその理由及び改善予定等を記入してください。

確認事項の番号	「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等

(資料2-2) 労働者等の労働条件に関する事項の報告書(委託・協定用) 様式

労働者等の労働条件に関する事項の報告書 (委託契約・指定管理協定)

提出日 令和 年 月 日

契約件名		契約番号	
------	--	------	--

受託者	名称			代表者名	
	所在地				
	担当者名		電話番号		担当者 e-mail

報告回数	回目
------	----

	確認事項	確認欄
約定事項	1 条例で定める労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。	はい・いいえ
	2 条例別表「6 労働者等に対する周知」に基づき、周知すべき事項について掲示、書面の交付を行っている。	はい・いいえ
就業規則等	3 常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を法令に準じて作成し、労働基準監督署に提出している。変更が生じた場合も同様に提出している。	はい・いいえ
	4 労働者に対して、就業規則等を周知している。	はい・いいえ
	5 時間外及び休日の労働について、適切に36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ている。	はい・いいえ
雇用契約	6 労働者に対し、雇用契約書等により、労働基準法に定める労働条件等（労働時間、賃金等）を書面で明示している。	はい・いいえ
賃金	7 賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	はい・いいえ
	8 賃金について通貨で直接又は本人が希望する場合は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。	はい・いいえ
労働時間管理	9 労働時間、休憩、休日、時間外及び年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	はい・いいえ
	10 法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備し、適正な期間保存している。	はい・いいえ
安全衛生	11 事業場の業種及び規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している（衛生管理者、産業医等）。	はい・いいえ
	12 常時使用する労働者に、1年に1回以上、健康診断を実施している。また、有所見者に対し、医師の意見聴取や就業上の措置を行っている。	はい・いいえ
社会保険	13 労働保険及び社会保険の得喪手続を適正に行っている。	はい・いいえ
再委託業者	14 再委託事業者との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。	はい・いいえ
	15 再委託事業者の労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬が支払われるよう、当該事業者に要請等を行っている。	はい・いいえ

確認結果が「いいえ」の場合はその理由及び改善予定等を記入してください。

確認事項の番号	「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等

## 荒川区公契約条例に関するお知らせ

件名	
履行場所	
履行期限	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

上記の業務は、荒川区公契約条例に基づき労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払うことを区と受注者との契約又は協定の中で約定しています。

### ○労働報酬下限額

工事請負契約	令和9年3月頃に決定する予定です
業務委託及び指定管理協定	令和8年12月頃に決定する予定です

### ○荒川区公契約条例が適用される労働者の範囲

適用される労働者	<p>① 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する者 ※ 労働基準法第9条に規定する労働者で、正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等、雇用形態は問いません。</p> <p>② 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者</p> <p>③ 自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者(いわゆる一人親方)</p>
適用されない労働者	<p>① 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人</p> <p>② 労働者ではない者(ボランティア、会社役員等)</p> <p>③ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。)</p> <p>④ 公契約に係る業務に直接従事しない者(事務員、材料の製造に従事する者等)</p> <p>⑤ 公契約に従事した時間が1か月あたり30分未満の者</p> <p>⑥ 工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者)</p>

### ○申出をする場合の申出先

公契約条例の適用となる労働者等は、基準額以上の労働報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者、受注関係者又は区に申出することができます。なお、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けません。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者			
発注者	荒川区総務部経理課	〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号	03-3802-3111 (代表) 内線 2261~2264

【別表】工事請負契約 労働報酬下限額（単位：円／1時間あたり）

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
01	特殊作業員		27	普通船員	
02	普通作業員		28	潜水士	
03	軽作業員		29	潜水連絡員	
04	造園工		30	潜水送気員	
05	法面工		31	山林砂防工	
06	とび工		32	軌道工	
07	石工	令和9年3月頃に決定する予定です	33	型わく工	令和9年3月頃に決定する予定です
08	ブロック工		34	大工	
09	電工		35	左官	
10	鉄筋工		36	配管工	
11	鉄骨工		37	はつり工	
12	塗装工		38	防水工	
13	溶接工		39	板金工	
14	運転手（特殊）		40	タイル工	
15	運転手（一般）		41	サッシ工	
16	潜かん工		42	屋根ふき工	
17	潜かん世話役	43	内装工		
18	さく岩工	44	ガラス工		
19	トンネル特殊工	45	建具工		
20	トンネル作業員	46	ダクト工		
21	トンネル世話役	47	保温工		
22	橋りょう特殊工	48	建築ブロック工		
23	橋りょう塗装工	49	設備機械工		
24	橋りょう世話役	50	交通誘導警備員 A		
25	土木一般世話役	51	交通誘導警備員 B		
26	高級船員	52	上記以外の職種、 未熟練工等		

(資料4)労働報酬に係る申出書

令和 年 月 日

宛

住所  
氏名  
電話番号

労働報酬に係る申出書

荒川区公契約条例に定められている労働報酬下限額以上の賃金等を受け取っていないため、下記のとおり申し出ます。

契約件名又は協定名	
申出内容	<input type="checkbox"/> 労働報酬下限額を下回っている。 <input type="checkbox"/> 支払われるべき日において支払われていない。
労働報酬の支払者 (又は支払義務者)	
支払日又は 支払われるべき日	令和 年 月 日
支払われた賃金等	円

※ 賃金等は1時間当たりの金額を記載して下さい。

(資料5) 労働報酬に係る申し出に対する報告要求書

令和 年 月 日

様

荒川区長

### 労働報酬に係る申し出に対する報告要求書

荒川区公契約条例第11条第1項の規定により、次のとおり報告を求めます。

契約件名又は協定名	
申出年月日	令和 年 月 日
報告を求める事項	
担当者連絡先	所属
	氏名
	連絡先

(資料6)労働報酬に係る申出に対する報告書

令和 年 月 日

荒川区長 宛

所在地  
名 称  
代表者

**労働報酬に係る申出に対する報告書**

労働者等からの申出について、次のとおり報告します。  
なお、申出者に対しては、報告内容を回答していることを申し添えます。

契約件名又は協定名	
報告内容	
担当者連絡先	所属
	氏名
	連絡先

(資料7)立入検査通知書

令和 年 月 日

様

荒川区長

### 立入調査通知書

荒川区公契約条例第11条第1項の規定により、次のとおり立入調査を実施します。

契約件名又は協定名	
調査事項	
立入調査日時	令和 年 月 日 時
担当者連絡先	所属
	氏名
	連絡先

(資料8) 是正措置を求める通知書

令和 年 月 日

様

荒川区長

### 是正措置を求める通知書

荒川区公契約条例別表9の項の規定に基づき、公契約における労働環境について、次のとおり是正措置を講ずるよう求めます。

契約件名又は協定名	
是正措置を 求める事項	
担当者連絡先	所属
	氏名
	連絡先

(資料9)是正措置報告書

令和 年 月 日

荒川区長 宛

所在地  
報告者 名称  
代表者

## 是正措置報告書

公契約における労働環境に係る是正の求めについて、次のとおり措置を講じましたので報告します。

契約件名又は協定名	
講じた措置の内容	
措置日	令和 年 月 日
担当者連絡先	所属
	氏名
	連絡先

(資料 10) 荒川区公契約条例に関する特約条項(工事請負契約用)

## 荒川区公契約条例に関する特約条項 (工事請負契約用)

(用語の定義)

第1条 この荒川区公契約条例に関する特約条項(以下、「本特約条項」)において使用する用語の意義は、荒川区公契約条例(令和8年3月荒川区条例第2号。以下「条例」という。)及び荒川区公契約条例施行規則(令和8年4月荒川区規則第 号。以下「規則」という。)で使用する用語の例による。

(労働関係法令の遵守)

第2条 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57条)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他関係法令を遵守しなければならない。

2 受注者は、条例第2条第4号イに掲げる者と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、その条件を前項に掲げる関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならない。

(労働報酬の支払)

第3条 受注者及び受注関係者は、労働者等(最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。第5条、第7条及び第8条において同じ。)に対して、条例第7条第1項の区長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

(労働報酬に係る受注者の連帯責任)

第4条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならない。

(労働条件等の区への報告)

第5条 受注者は、労働者等に係る労働条件に関する事項について規則第11条に定めるところにより、区が指定する日までに、書面により区に対して報告しなければならない。

(労働者等に対する周知)

第6条 受注者は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

(1) 労働報酬下限額

(2) 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

(3) 第4条に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項

(4) 条例第10条の規定による申出に関する事項

(5) 次条に規定する不利益取扱いの禁止等に関する事項

(不利益取扱いの禁止)

第7条 受注者は、条例第10条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告、調査等)

第8条 受注者は、条例第11条第1項に規定する報告の求め又は立入調査に応じ、協力しなければ

ならない。

(是正措置)

第9条 区長は、条例第11条第1項の規定による報告、調査等の結果、受注者が本特約条項に違反していると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 受注者は、前項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告しなければならない。

(公契約の解除)

第10条 区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、この公契約の解除をすることができる。

(1) 第8条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項に規定する求めに応じないとき。

(3) 前条第2項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 区は、前項の規定により公契約の解除をした場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 受注者は、区が前条第1項の規定によりこの公契約を解除した場合において、区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第12条 区は、第10条第1項の規定によりこの公契約を解除した場合は、受注者に対し違約金の支払を求めることができる。この場合における違約金の額については、荒川区標準工事請負契約書条項第44条の4第1項の規定を準用する。

2 前項の違約金は、前条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

(受注関係者と締結する契約)

第13条 受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても、受注者が遵守すべき当該特約事項について遵守することとなるよう、約定しなければならない。

(資料11) 荒川区公契約条例に関する特約条項(委託契約用)

## 荒川区公契約条例に関する特約条項（委託契約用）

### （用語の定義）

第1条 この荒川区公契約条例に関する特約条項（以下、「本特約条項」）において使用する用語の意義は、荒川区公契約条例（令和8年3月荒川区条例第2号。以下「条例」という。）及び荒川区公契約条例施行規則（令和8年4月荒川区規則第 号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

### （労働関係法令の遵守）

第2条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 受注者は、条例第2条第4号イに掲げる者と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、その条件を前項に掲げる関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならない。

### （労働報酬の支払）

第3条 受注者及び受注関係者は、労働者等（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。第5条、第7条及び第8条において同じ。）に対して、条例第7条第1項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

### （労働者等の継続雇用）

第4条 受注者は、本契約が継続性のある業務であるときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、本契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めるものとする。

### （労働報酬に係る受注者の連帯責任）

第5条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならない。

### （労働条件等の区への報告）

第6条 受注者は、労働者等に係る労働条件に関する事項について規則第11条に定めるところにより、区が指定する日までに、書面により区に対して報告しなければならない。

### （労働者等に対する周知）

第7条 受注者は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

（1）労働報酬下限額

（2）労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

（3）第5条に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項

（4）条例第10条の規定による申出に関する事項

（5）次条に規定する不利益取扱いの禁止等に関する事項

### （不利益取扱いの禁止）

第8条 受注者は、条例第10条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該

申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告、調査等)

第9条 受注者は、条例第11条第1項に規定する報告の求め又は立入調査に応じ、協力しなければならない。

(是正措置)

第10条 区長は、条例第11条第1項の規定による報告、調査等の結果、受注者が本特約条項に違反していると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 受注者は、前項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告しなければならない。

(公契約の解除)

第11条 区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、この公契約の解除をすることができる。

(1) 第9条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項に規定する求めに応じないとき。

(3) 前条第2項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 区は、前項の規定により公契約の解除をした場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、区が前条第1項の規定によりこの公契約を解除した場合において、区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第13条 区は、第11条第1項の規定によりこの公契約を解除した場合は、受注者に対し違約金の支払を求めることができる。この場合における違約金の額については、荒川区標準業務委託契約書条項第16条第1項の規定を準用する。

2 前項の違約金は、前条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

(受注関係者と締結する契約)

第14条 受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても、受注者が遵守すべき当該特約事項について遵守することとなるよう、約定しなければならない。

(資料 1 2) 荒川区公契約条例に関する特約条項(指定管理協定用)

## 荒川区公契約条例に関する特約条項 (指定管理協定用)

(用語の定義)

第 1 条 この荒川区公契約条例に関する特約条項 (以下、「本特約条項」) において使用する用語の意義は、荒川区公契約条例 (令和 8 年 3 月荒川区条例第 2 号。以下「条例」という。) 及び荒川区公契約条例施行規則 (令和 8 年 4 月荒川区規則第 号。以下「規則」という。) で使用する用語の例による。

(労働関係法令の遵守)

第 2 条 受注者は、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 条)、最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) その他関係法令を遵守しなければならない。

2 受注者は、条例第 2 条第 4 号イに掲げる者と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、その条件を前項に掲げる関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならない。

(労働報酬の支払)

第 3 条 受注者及び受注関係者は、労働者等 (最低賃金法第 7 条に規定する労働者を除く。第 5 条、第 7 条及び第 8 条において同じ。) に対して、条例第 7 条第 1 項の区長が定める額 (以下「労働報酬下限額」という。) 以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

(労働者等の継続雇用)

第 4 条 受注者は、本契約が継続性のある業務であるときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、本契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めるものとする。

(労働報酬に係る受注者の連帯責任)

第 5 条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならない。

(労働条件等の区への報告)

第 6 条 受注者は、労働者等に係る労働条件に関する事項について規則第 11 条に定めるところにより、区が指定する日までに、書面により区に対して報告しなければならない。

(労働者等に対する周知)

第 7 条 受注者は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

(1) 労働報酬下限額

(2) 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

(3) 第 5 条に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項

(4) 条例第 10 条の規定による申出に関する事項

(5) 次条に規定する不利益取扱いの禁止等に関する事項

(不利益取扱いの禁止)

第 8 条 受注者は、条例第 10 条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該

申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告、調査等)

第9条 受注者は、条例第11条第1項に規定する報告の求め又は立入調査に応じ、協力しなければならない。

(是正措置)

第10条 区長は、条例第11条第1項の規定による報告、調査等の結果、受注者が本特約条項に違反していると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 受注者は、前項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告しなければならない。

(公契約の解除)

第11条 区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、この公契約の解除をすることができる。

(1) 第9条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項に規定する求めに応じないとき。

(3) 前条第2項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 区は、前項の規定により公契約の解除をした場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、区が前条第1項の規定によりこの公契約を解除した場合において、区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第13条 区は、第11条第1項の規定によりこの公契約を解除した場合は、受注者に対し違約金の支払を求めることができる。この場合における違約金の額については、本協定第〇〇条第〇項の規定を準用する。

2 前項の違約金は、前条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

(受注関係者と締結する契約)

第14条 受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても、受注者が遵守すべき当該特約事項について遵守することとなるよう、約定しなければならない。

(資料13) 荒川区公契約条例

荒川区公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、荒川区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化及び優れた人材を確保することができる労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民の福祉の増進、地域経済の活性化及び持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 区が締結する請負契約、委託契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2第3項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

(2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

(3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づき、受注者又はアに掲げる者に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(4) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所を使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

(5) 労働報酬 公契約に係る業務の対価で、次に掲げるものをいう。ただし、第6条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約にあっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。

ア 前号アに掲げる者がその者を雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

(基本方針)

第3条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

(1) 手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。

(2) 談合その他の不正行為を排除すること。

(3) 労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図ること。

(4) 区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めること。

(5) 適正な履行及び良好な品質を確保すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければな

らない。

(適用範囲)

第6条 次条から第13条までの規定は、公契約のうち次に掲げるものについて適用する。

- (1) 工事又は製造の請負契約でその予定価格が1億円以上のもの
- (2) 工事又は製造以外の請負契約及び委託契約のうちその予定価格が1,000万円以上のものであって、荒川区規則（以下「規則」という。）で定めるもの
- (3) 指定管理協定（規則で定めるものを除く。）

2 前項の規定は、公契約の受注者が国、地方公共団体その他規則で定める者である場合については、適用しない。

(労働者等の労働報酬)

第7条 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等（最低賃金法第7条の労働者を除く。次条第1項において同じ。）に対し、労働報酬の下限として区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定するものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定等)

第8条 区長は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

(1) 第6条第1項第1号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

(2) 第6条第1項第2号又は第3号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 最低賃金法第9条第1項の地域別最低賃金及び職員の給与に関する条例（昭和33年荒川区条例第4号）第5条第1項第1号イの行政職給料表（二）に定める額

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項の荒川区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(公契約において約定する事項)

第9条 区は、公契約の締結に当たり、第7条第1項に規定する事項のほか、別表に定める事項を約定するものとする。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等（労働者等であった者を含む。以下この条、次条第1項並びに別表4の項及び7の項において同じ。）は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長、受注者及び受注関係者（当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。）に対し、その事実を申し出ることができる。

(報告、調査等)

第11条 区長は、前条の規定による申出があったとき、又は第7条第1項及び第9条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正の求め)

第12条 区長は、前条第1項の規定による報告、調査等の結果、受注者又は受注関係者が約定事項に違反をしていると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを求めるものとする。

(公表)

第13条 区長は、別表10の項に定める事由による公契約の解除等（地方自治法第244の2第11項の規定による指定の取消し及び期間を定めた管理の業務の全部又は一部の停止の命令を含む。以下同じ。）をしたとき（当該公契約に係る契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に約定事項の違反が判明したときを含む。）は、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る受注者又は受注関係者に対し、意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えるものとする。

(公契約審議会の設置)

第14条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の附属機関として、荒川区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 事業者団体関係者 2人以内

(3) 労働者団体関係者 2人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条から第13条まで及び別表の規定は、令和9年4月1日以後に締結する公契約について適用する。

(荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年荒川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。 (1) から (5) まで (略) <u>(6) 荒川区公契約審議会</u>	(報酬の額) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。 (1) から (5) まで (略)

会長である委員	2万2,100円	
学識経験者である委員	1万9,800円	
(7)	(略)	(6)
(8)	(略)	(7)
(9)	(略)	(8)
(10)	(略)	(9)
(11)	(略)	(10)
(12)	(略)	(11)
(13)	(略)	(12)
(14)	(略)	(13)
(15)	(略)	(14)
(16)	(略)	(15)
(17)	(略)	(16)
(18)	(略)	(17)
(19)	(略)	(18)
(20)	(略)	(19)
(21)	(略)	(20)
(22)	(略)	(21)
(23)	(略)	(22)
(24)	(略)	(23)
(25)	(略)	(24)
(26)	(略)	(25)
(27)	(略)	(26)
(28)	(略)	(27)
(29)	(略)	(28)

別表（第9条、第10条、第13条関係）

1 労働関係法令の遵守	受注者は、第2条第4号アに掲げる者に係る労働環境の整備に関し、労働基準法その他の労働関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 労働者等との契約条件	受注者は、第2条第4号イに掲げる者と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、労働基準法その他の労働関係法令の趣旨を尊重した内容としなければならないこと。
3 労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めること。
4 労働報酬に係る受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する額を支払うものとする。
5 労働条件等の区への報告	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。

6 労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又はこれらの事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならないこと。
7 不利益な取扱いの禁止等	受注者は、第10条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
8 報告、調査等への対応	受注者は、第11条第1項の規定による報告、調査等に応じ、及び協力しなければならないこと。
9 約定事項の違反の是正及び報告	受注者は、第12条の規定による是正の求めを受けたときは、速やかに是正の措置を講じ、当該措置の内容を区長に報告しなければならないこと。
10 公契約の解除等	<p>区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、当該公契約の解除等を行うことができるものとし、当該解除等により受注者又は受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。</p> <p>(1) 第11条第1項の規定による報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>(2) 第12条の規定による求めに応じないとき。</p> <p>(3) 9の項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>
11 公契約の解除等に係る損害賠償責任	受注者は、区が10の項に定める事由による公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
12 公契約の解除等に係る違約金	区は、10の項に定める事由による公契約の解除等をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
13 受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても当該受注者が遵守すべき約定事項について遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。

(資料14) 荒川区公契約条例施行規則

荒川区公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、荒川区公契約条例（令和8年荒川区条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 条例第6条第1項第2号の荒川区規則（以下「規則」という。）で定めるものは、次に掲げる契約のうち、一会計年度を通じた契約、長期継続契約（荒川区長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年荒川区条例第56号）に基づき、締結された契約をいう。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定に基づき、1年以上の期間にわたり債務負担行為を定めることにより締結した契約とする。

(1) 区の施設（道路、公園を含む。次号及び4号において同じ。）の管理運営業務に関する契約

(2) 区の施設の清掃業務に関する契約

(3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第3項に規定する警備業者（同条第6項に規定する機械警備を営む警備業者を除く。）と締結する警備業務に関する契約

(4) 区の施設の受付業務又は電話交換業務に関する契約

(5) 給食の調理業務に関する契約

(6) 学童クラブ（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）又は放課後子ども教室事業（地域住民の協力を得て、小学校の放課後等に児童が安全に、かつ、安心して活動できる場所を設けるとともに、当該場所における遊び、勉強、スポーツ、文化活動等様々な活動を通して、児童同士の交流及び地域住民との交流を図ることができる事業をいう。）の運営業務に関する契約

(7) 区立学校（荒川区立学校設置条例（昭和39年荒川区条例第7号）第2条の規定により設置された小学校、中学校及び幼稚園をいう。）、区立保育園（荒川区立保育所条例（昭和40年荒川区条例第10号）第2条の規定により設置された保育所をいう。）又は区立こども園（荒川区立こども園条例（平成19年荒川区条例第34号）第2条の規定により設置されたこども園をいう。）における用務業務に関する契約

(8) 車両の運行業務に関する契約

(9) 廃棄物又は資源の収集運搬業務に関する契約

(10) 身体的又は精神的な支援業務に関する契約

2 条例第6条第2項の規則で定める者は、公益社団法人荒川区シルバー人材センターとする。

(労働報酬の換算方法)

第4条 条例第7条第3項の労働報酬の換算方法は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条に規定する換算方法とする。

(立入調査に携帯する身分を示す証明書)

第5条 条例第11条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(公表)

第6条 条例第13条第1項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公契約の件名及び締結日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定日）

(2) 受注者又は受注関係者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名（受注者又は受注関係者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所）

(3) 公契約の解除等をした日及びその理由

(4) 公契約に係る契約期間の終了後に約定事項の違反が判明した場合にあっては、当該違反の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(公契約審議会の会長)

第7条 荒川区公契約審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第8条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、区長が審議会を招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部経理課において処理する。

(労働条件等の区への報告)

第10条 条例別表5の項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を区長が指定する日までに区長に提出することにより行わなければならない。

(1) 労働者等に係る雇用契約の締結及び就業規則の制定等の状況

(2) 労働者等に係る安全衛生、健康管理等の状況

(3) 労働者等の労働時間の管理の状況

(4) 労働者等に対する労働報酬の支払の状況

(5) 約定事項に係る状況

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める場合は、受注者は、同項に掲げる事項の全部又は一部の報告を省略することができる。

3 受注者は、条例別表5の項の規定により報告した第1項に掲げる事項に変更があったときは、速やかに区長に報告するものとする。

(労働者等に対する周知)

第11条 条例別表6の項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

(2) 条例第10条の規定による申出に関する事項

(3) 条例別表4の項に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項

(4) 条例別表7の項に規定する不利益な取扱いの禁止等に関する事項

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

（表）

第 号			
身 分 証 明 書			
所属 職 氏名			
上記の者は、荒川区公契約条例第11条第1項の規定による立入検査等の権限を有する者であることを証明する。			
発行日	年	月	日
有効期限	年	月	日
荒川区長			印

（裏）

荒川区公契約条例抜粋
（報告、調査等）
第11条 区長は、前条の規定による申出があったとき、又は第7条第1項及び第9条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 荒川区公契約条例に関する問合せ先

荒川区総務部経理課公契約条例担当

電話番号：03-3802-3111（代表）

内線 2261～2264

FAX番号：03-3802-4778